

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(合併があった日)</p> <p>1-5-7 法第 11 条第 1 項《<u>吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>合併があった日</u>」とは、<u>合併契約において合併期日として定めた日をいい、同条第 3 項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>合併があった日</u>」とは、<u>法人の設立の登記をした日をいうものとする。</u></p>	<p>(合併があった日)</p> <p>1-5-7 法第 11 条第 1 項又は第 3 項《<u>合併があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>合併があった日</u>」とは、<u>合併契約書において合併期日として定めた日をいうものとする。</u></p>
<p>(分割等があった日)</p> <p>1-5-9 法第 12 条第 1 項《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>分割等があった日</u>」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の日とする。</p> <p>(1) <u>当該分割等が法第 12 条第 7 項第 1 号又は第 2 号《分割等の意義》に該当する場合</u> 同条第 1 項に規定する新設分割子法人の設立の登記の日</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(分割等があった日)</p> <p>1-5-9 同左</p> <p>(1) <u>当該分割等が法第 12 条第 7 項第 1 号《分割等の意義》に該当する場合</u> <u>分割計画書において分割期日として定めた日</u></p> <p>(2) <u>当該分割等が法第 12 条第 7 項第 2 号《分割等の意義》に該当する場合</u> <u>同条第 1 項に規定する新設分割子法人の設立の登記の日</u></p> <p>(3) 同左</p>
<p>(吸収分割があった日)</p> <p>1-5-10 法第 12 条第 5 項《<u>吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>吸収分割があった日</u>」とは、<u>分割契約において分割期日として定めた日をいうものとする。</u></p>	<p>(吸収分割があった日)</p> <p>1-5-10 法第 12 条第 5 項《<u>吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「<u>吸収分割があった日</u>」とは、<u>分割契約書において分割期日として定めた日をいうものとする。</u></p>
<p>(新たに設立された法人の最初の課税期間開始の日)</p> <p>3-2-1 <u>新たに設立された法人の最初の課税期間の開始の日は、法人の設立の日となることに留意する。この場合において、設立の日</u></p>	<p>(新たに設立された法人の最初の課税期間開始の日)</p> <p>3-2-1 <u>新たに設立された法人の最初の課税期間の開始の日は、法人の設立形態等に応じ、それぞれ次の日となることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、<u>設立の登記により成立する法人にあっては設立の登記をした日、行政官庁の認可又は許可によって成立する法人にあってはその認可又は許可の日をいう。</u></p> <p>(電気通信役務に係る回線使用料等)</p> <p>5 - 5 - 12 電気通信事業法第 2 条第 3 号《定義》に規定する電気通信役務(同法施行規則第 3 条第 2 項《第一種電気通信事業の種類》、<u>第 33 条の 2 第 2 項《一般第二種電気通信事業の種類》</u>及び第 35 条第 2 項《特別第二種電気通信事業の種類》)に規定する電気通信役務がこれに該当する。)の提供に伴って収受する対価は「回線使用料」等と称している場合であっても、役務の提供の対価に該当する。</p> <p>したがって、電気通信設備を使用させることが電気通信役務に該当する場合において、当該電気通信設備が国内と国内以外にわたって敷設等されているものであるときは、法第 7 条第 1 項第 3 号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信に該当することとなる。</p> <p>(船舶の登録をした機関の所在地等)</p> <p>5 - 7 - 2 令第 6 条第 1 項第 1 号《船舶の所在地》に規定する「<u>船舶の登録をした機関の所在地</u>」とは、同号に規定する日本船舶にあっては、船舶法第 5 条第 1 項《登録、船舶国籍証書》に規定する船籍港を管轄する管海官庁の所在地、<u>小型船舶登録規則第 5 条《登録の申請》</u>に規定する小型船舶の所在地を管轄する<u>地方運輸局の所在地又は漁船法第 10 条第 1 項《漁船の登録》</u>に規定する主たる根拠地を</p>	<p>(1) <u>設立の登記により成立する法人</u>(<u>(3)及び(4)の場合を除く。</u>) <u>設立の登記をした日</u></p> <p>(2) <u>行政官庁の認可又は許可によって成立する法人</u> <u>その認可又は許可の日</u></p> <p>(3) <u>合併により設立された法人</u> <u>合併契約書において合併期日として定めた日</u></p> <p>(4) <u>分割により設立された法人</u> <u>分割計画書において分割期日として定めた日</u></p> <p>(電気通信役務に係る回線使用料等)</p> <p>5 - 5 - 12 電気通信事業法第 2 条第 3 号《定義》に規定する電気通信役務(同法施行規則第 3 条第 2 項《第一種電気通信事業の種類》、<u>第 33 条第 2 項《一般第二種電気通信事業の種類》</u>及び第 35 条第 2 項《特別第二種電気通信事業の種類》)に規定する電気通信役務がこれに該当する。)の提供に伴って収受する対価は「回線使用料」等と称している場合であっても、役務の提供の対価に該当する。</p> <p>したがって、電気通信設備を使用させることが電気通信役務に該当する場合において、当該電気通信設備が国内と国内以外にわたって敷設等されているものであるときは、法第 7 条第 1 項第 3 号《国際輸送等に対する輸出免税》に規定する国内及び国内以外の地域にわたって行われる通信に該当することとなる。</p> <p>(船舶の登録をした機関の所在地等)</p> <p>5 - 7 - 2 令第 6 条第 1 項第 1 号《船舶の所在地》に規定する「<u>船舶の登録又は船籍票の交付をした機関の所在地</u>」とは、同号に規定する日本船舶にあっては、船舶法第 5 条第 1 項《登録、船舶国籍証書》に規定する船籍港を管轄する管海官庁の所在地、<u>小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第 2 条《船籍票の交付》</u>に規定する船籍票を交付した都道府県知事が統轄する都道府県庁の所在地又</p>

改 正 後	改 正 前
<p>管轄する都道府県知事が統轄する都道府県庁の所在地をいい、令第6条第1項第1号に規定する日本船舶以外の船舶にあっては、外国における船舶の登録に類する事務を行う機関の所在地をいう。</p> <p>(注) <u>1 小型船舶の登録に関する法律第2条第1項第2号《定義》並びに漁船法第10条第1項かつこ書《漁船原簿への登録を必要としない漁船》に規定する総トン数1トン未満の無動力漁船は登録が行われないので、令第6条第1項第1号に規定する船舶に該当せず、また、日本船舶にも当たらないことに留意する。</u></p> <p><u>2 外国で登録された船舶であっても、小型船舶の登録等に関する法律第2条《定義》に規定する船舶に該当する場合には、同法第6条第2項の規定による登録が行われることから、日本船舶に当たらないことに留意する。</u></p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券</p> <p>イ～ホ 省略</p> <p>へ 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(ト、チ及びルに掲げるものを除く。)</p> <p>ト・チ 省略</p> <p>リ <u>株券、新株引受権証書又は新株予約権証券</u></p>	<p>は漁船法第9条第1項《漁船の登録》に規定する主たる根拠地を管轄する都道府県知事が統轄する都道府県庁の所在地をいい、令第6条第1項第1号に規定する日本船舶以外の船舶にあっては、外国における船舶の登録又は船籍票の交付に類する事務を行う機関の所在地をいう。</p> <p>(注) <u>小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第1条第2号及び第3号《船籍票の交付を必要としない小型船舶》に規定する船舶並びに漁船法第9条第1項かつこ書《漁船原簿への登録を必要としない漁船》に規定する総トン数1トン未満の無動力漁船は登録又は船籍票の交付が行われないので、令第6条第1項第1号に規定する船舶に該当せず、また、日本船舶にも当たらないことに留意する。</u></p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>イ～ホ 同左</p> <p>へ 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券</p> <p>ト・チ 同左</p> <p>リ <u>株券(端株券を含む。)</u>又は新株引受権を表示する証券若しくは証書</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ヌ～ワ 省略</p> <p>カ コマーシャルペーパー（証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第1条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー（以下「CP」という。））</p> <p>ヨ～ツ 省略</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ <u>商法第220条第1項《株式の発行、併合又は分割の場合の一株未満の株式の処理》に規定する端数の部分</u></p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 省略</p> <p>ニ 省略</p> <p>ホ 省略</p> <p>ヘ 省略</p> <p>(注) 1 省略</p> <p>2 (2)ロには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、同項第5号《<u>短期社債等の範囲</u>》に規定する<u>短期社債等、株券の発行がない株式、新株引受権、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権及び証券投資法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</u></p> <p>(株式の引受けによる権利の意義)</p> <p>6-2-1の2 <u>令第9条第1項第3号《有価証券に類するものの範囲等》</u>に規定する「株式の引受けによる権利」とは、株式の申込みに対する割当てがあった日の翌日（会社の設立に際して発起人が引受けをする株式にあっては、その引受けの日）から会社の設立登記の日の前日（新株の発行の場合にあっては、払込期日）までの間における株式引受人の地位をいう。</p>	<p>ヌ～ワ 同左</p> <p>カ コマーシャルペーパー（証券取引法第2条に規定する定義に関する省令第1条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー（以下「CP」という。））</p> <p>ヨ～ツ 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> <p>ハ 同左</p> <p>ニ 同左</p> <p>ホ 同左</p> <p>(注) 1 同左</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、株券の発行がない株式、新株引受権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権及び証券投資法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</p> <p>(株式の引受けによる権利の意義)</p> <p>6-2-1の2 <u>令第9条第1項第2号《有価証券に類するものの範囲等》</u>に規定する「株式の引受けによる権利」とは、株式の申込みに対する割当てがあった日の翌日（会社の設立に際して発起人が引受けをする株式にあっては、その引受けの日）から会社の設立登記の日の前日（新株の発行の場合にあっては、払込期日）までの間における株式引受人の地位をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 協同組織金融機関の優先出資に関する法律又は資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義 )</p> <p>6 - 2 - 1 の 3 令第 9 条第 1 項第 3 号《<u>有価証券に類するものの範囲等</u>》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律、資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第 1 条《特定目的会社による資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利」とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、資産流動化法又は旧資産流動化法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</p> <p>( 金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等 )</p> <p>6 - 3 - 1 法別表第一第 3 号《利子を対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 国債、地方債、社債、<u>新株予約権付社債、投資法人債券、貸付金、預金、貯金又は令第 9 条第 4 項《支払手段に類するもの》</u>に規定する特別引出権の利子</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 保険料 ( <u>厚生年金基金契約等に係る事務費用部分を除く。</u> )</p> <p>(5)~(12) 省略</p> <p>(13) 有価証券 ( 令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等及び同項第 5 号《<u>短期社債等の範囲</u>》に規定する短期社債</p>	<p>( 協同組織金融機関の優先出資に関する法律又は資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義 )</p> <p>6 - 2 - 1 の 3 令第 9 条第 1 項第 2 号《<u>有価証券に類するものの範囲等</u>》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律、資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第 1 条《特定目的会社による資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利」とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、資産流動化法又は旧資産流動化法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</p> <p>( 金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等 )</p> <p>6 - 3 - 1 同左</p> <p>(1) 国債、地方債、社債、<u>転換社債、新株引受権付社債、貸付金、預金、貯金又は令第 9 条第 4 項《支払手段に類するもの》</u>に規定する特別引出権の利子</p> <p>(2)・(3) 同左</p> <p>(4) 保険料 ( <u>適格退職年金契約等に係る事務費用部分を除く。</u> )</p> <p>(5)~(12) 同左</p> <p>(13) 有価証券 ( 令第 1 条第 2 項第 3 号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等を含み、<u>ゴルフ場利用株式等を除く。</u> ) の賃貸料</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等を含み、ゴルフ場利用株式等を除く。)の賃貸料</p> <p>(14)~(17) 省略</p> <p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p><u>(4) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項《定義》に規定する「独立行政法人等」をいう。以下6-5-1において同じ。)が、同法第17条第1項《手数料》に基づき徴収する手数料(注) 法別表第三に掲げる独立行政法人等が徴収する手数料については、法別表第一第5号イ(3)又は令第12条第2項第1号八の規定により非課税となり、これ以外の独立行政法人等が徴収する手数料については、同項第4号《非課税となる国、地方公共団体等の役務の提供》の規定により非課税となるのであるから留意する。</u></p> <p>(非課税とならない行政手数料等)</p> <p>6-5-2 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が行う事務で、次に掲げる手数料等(手数料、その他の料金をいう。以下6-5-2において同じ。)を対価とするものは、法別表第一第5号イ又はロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》に掲げる役務の提供に該当しないのであるから留意する。</p>	<p>(14)~(17) 同左</p> <p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 同左</p> <p>(1)~(3) 同左</p> <p>(非課税とならない行政手数料等)</p> <p>6-5-2 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法別表第一第5号イの(1)から(4)まで及び 令第12条第2項第1号、第3号又は第4号に 掲げる事務以外の事務に係る役務の提供の手 数料等</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介 護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介 護保険関係の非課税範囲は次のようになるの であるから留意する。</p> <p>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービ ス費の支給に係る居宅サービス</p> <p>イ・ロ 省略</p> <p>ハ 居宅要介護者（主治の医師がその治療の 必要の程度につき厚生労働省令で定める基 準に適合していると認めたものに限る。）の 居宅において看護師等が行う訪問看護（居 宅要介護者の選定による交通費を対価とす る資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ニ～チ 省略</p> <p>リ 居宅要介護者（その治療の必要の程度に つき厚生労働省令で定めるものに限る。）に ついて介護老人保健施設、介護療養型医療 施設及び療養病床等を有する病院等に短期 間入所させて行う短期入所療養介護（居宅 要介護者の選定による特別な療養室等の提 供及び送迎を除く。）</p> <p>ヌ・ル 省略</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービ ス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ・ロ 省略</p> <p>ハ 介護療養型医療施設の療養病床等に入院 する要介護者について行われる介護療養施 設サービス（入院患者の選定による特別な 病室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</p> <p>(3)～(10) 省略</p>	<p>(1)～(3) 同左</p> <p>(4) 法別表第一第5号イの(1)から(4)まで及び 令第12条第2項第1号又は第3号に掲げる事 務以外の事務に係る役務の提供の手数料等</p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6-7-1 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>イ・ロ 同左</p> <p>ハ 居宅要介護者（主治の医師がその治療の 必要の程度につき厚生労働省令で定める基 準に適合していると認めたものに限る。）の 居宅において看護婦等が行う訪問看護 （居宅要介護者の選定による交通費を対価 とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ニ～チ 同左</p> <p>リ 居宅要介護者（その治療の必要の程度に つき厚生労働省令で定めるものに限る。）に ついて介護老人保健施設、介護療養型医療 施設及び療養型病床群を有する病院等に短 期間入所させて行う短期入所療養介護（居 宅要介護者の選定による特別な療養室等の 提供及び送迎を除く。）</p> <p>ヌ・ル 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>イ・ロ 同左</p> <p>ハ 介護療養型医療施設の療養型病床群等に 入院する要介護者について行われる介護療 養施設サービス（入院患者の選定による特 別な病室の提供及び特別な食事の提供を除 く。）</p> <p>(3)～(10) 同左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(社会福祉関係の非課税関係)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号口《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ~ハ 省略</p> <p>ト 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を営する事業(精神障害者社会復帰施設(同法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。)を営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業</p> <p>チ~ワ 省略</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(社会福祉関係の非課税関係)</p> <p>6-7-5 同左</p> <p>(注) 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ~ハ 同左</p> <p>ト 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を営する事業(精神障害者社会復帰施設(同法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。)を営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)及び同法に規定する精神障害者地域生活援助事業</p> <p>チ~ワ 同左</p> <p>(3) 同左</p>
<p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第4号から第6号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 省略</p>	<p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第3号から第5号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 同左</p>
<p>(株券の発行がない株式等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 の2 令第9条第1項第1号から第3号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものの譲渡の時期は、証券の代用物が発行されている場合はその引渡しがあった日、証券の代用物が発行さ</p>	<p>(株券の発行がない株式等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 の2 令第9条第1項第1号及び第2号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するものの譲渡の時期は、証券の代用物が発行されている場合はその引渡しがあった日、証券の代用物が発行されて</p>

改正後	改正前
<p>れていない場合は譲渡の意思表示があった日とする。</p> <p>(他の法律の規定により、還付を受ける場合の意義)</p> <p>12-1-13 法第 32 条第 4 項《保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する「他の法律の規定により、還付を受ける場合」には、例えば、<u>輸徴法第 14 条第 1 項《相殺関税等が還付される場合の消費税の還付》</u>、第 15 条第 2 項《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》、第 16 条の 3 《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付》又は第 17 条《違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付》の規定により消費税の還付を受ける場合が該当する。</p>	<p>いない場合は譲渡の意思表示があった日とする。</p> <p>(他の法律の規定により、還付を受ける場合の意義)</p> <p>12-1-13 法第 32 条第 4 項《保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する「他の法律の規定により、還付を受ける場合」には、例えば、<u>輸徴法第 15 条第 2 項《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》</u>、第 16 条の 3 《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付》又は第 17 条《違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付》の規定により消費税の還付を受ける場合が該当する。</p>
<p>(中間納付額の意義)</p> <p>15-1-8 <u>法第 2 条第 1 項第 20 号《中間納付額の意義》</u>に規定する「中間納付額」とは、法第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》の規定により納付すべき法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 6 項第 1 号及び第 8 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に掲げる金額又は法第 43 条第 1 項第 4 号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</p>	<p>(中間納付額の意義)</p> <p>15-1-8 <u>法第 2 条第 1 項第 19 号《中間納付額の意義》</u>に規定する「中間納付額」とは、法第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》の規定により納付すべき法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 6 項第 1 号及び第 8 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に掲げる金額又は法第 43 条第 1 項第 4 号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</p>